

日本は多文化共生社会となりうるか

- デカセギ日系人の定住化と地域社会の取り組み -

工藤 由紀子

日本大学大学院総合社会情報研究科

Can Japan be a Multicultural Society ?

- Migrant Workers of Japanese Ancestry Settling Down in Japan

and the Effort of Community for them -

KUDO Yukiko

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

We should discuss how to live with foreign worker just now, because it's the serious problem that the population will be older and older together with the decrease of birth in Japan. Actually, many migrant workers of Japanese ancestry and their family have worked in Japan. I analyzed the observations on the probation of Japanese-Brazilian and Japanese-Peruvian, and it was developed that they have some problems about Japanese life. While some civil organizations and local governments have supported them, Japan government has been in the negative position for their life. First of all, Japanese people should work to change their prejudice against foreigners and the closed society.

1 はじめに

昨今、少子・高齢化が深刻な問題として各分野で取りざたされている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、生産年齢人口は2005年をピークにすでに減少へ転じているという¹⁾。そのため、外国人労働者の受け入れを推進するべきという意見が出てきている。実は、日本ではすでに、出稼ぎ日系人とその家族という多くの外国人労働者が就労している。彼らの定住化は、予定されたものではなく経済の流れによりもたらされたものであったことから、さまざまな問題が起きている。

1990年、出入国管理および難民認定法の改正により、「定住者」という在留資格が新設され、かつて南米諸国など海外へ移住した日本人の子孫およびその家族は、日本で制約なしに就労できることとなった(注1)。ブラジルなど南米諸国は、その当時経済不況

に苦しんでいた時期であり、日本は、バブル崩壊の直前の時期であった。そのため、この「定住者」資格により多くの日系人とその家族が日本へ出稼ぎに来た。彼らは、短期間だけ日本で就労し、まとまった金を持って帰国するつもりで日本へ渡ってきていたのだが、バブルが崩壊し、思うように稼げなくなったことから日本での滞在が長期化していった。

出稼ぎ日系人の居住地は、彼らを雇用する自動車工場の多い愛知県や静岡県などに集中し、しかもたとえば同じ静岡県内でも浜松市や磐田市など特定地域に偏っている。これらの地域は「集住地域」と称されている。集住地域では、騒音を立てる、屋外でたむろする、ゴミ棄てのルールを守らないなど、日系人を含む外国人と近隣住民との間でトラブルが起きている。また、治安の面でも、2004年の警察庁

21,578人で全体の70.1%を占めており、これにフィリピン3,039人(9.9%)、台湾、香港を含む中国が2,654人(8.6%)、ペルー2,066人(6.7%)と続いている⁷⁾。ブラジル、ペルーを合わせると「定住者」資格者の7割以上8割近くは南米から来日していることとなる。

(注1)平成15年(2003年)における「定住者」の新規入国者数は30,780人であり、国籍別では、ブラジルが

まとめによれば、全国における来日外国人の犯罪件数は4年連続で増加しており、特に、自動車盗の摘発件数の65.7%はブラジル人が占めているという。また、平成17年版犯罪白書によれば、2004年中の少年院新入院者の2.3%が外国人であり、その39.7%をブラジル人が占め、国籍別では最も多い。

文化の違う人々が生活圏に流入することに日本社会は慣れていない面がある。たとえば、一部の日系人らがゴミ出しのルールに違反すれば、それが単に情報の不足に由来した間違いであったとしても、「日系人らは生活ルールを守らない人たちだ。」という評価をしがちである。犯罪をした者があれば、「日系人が犯罪をした。」とあたかも日系人であることが問題であるような報道が行われがちである。そのため、日系人らが居住するようになれば、治安が悪化するのではないかと懸念する声もある。生活上のトラブルにしても、犯罪にしても、日系人云々の問題ではなく、居住環境、地域社会のあり方が大きく影響するものと考えべきではないだろうか。

また、若い世代の日系人らが来日して働き、家庭を築いて子どもを増やしてくれることは少子・高齢化を減速させてくれるのではないかと、という発想もできる。しかし、職を失ったホームレスの者、自殺する者が増加していること、また、ひきこもりやニートといった新たな問題が生じており、働けるのに働けない人々がいることを考えると、果たして労働者としての彼らを現状のまま受け入れてよいのかという疑問が生じてくる。日系人らの出稼ぎ、定住化が日本社会にとって歓迎すべきかどうかは、慎重に、多角的に検討しなければならない問題である。将来的には、わが国が相当数の外国人労働者を必要としていることは明らかである。日本人とは異なる文化を持つ人々との共生を、真剣に考えていかなければならない時期にきているはずである。

本研究では、法務省静岡保護観察所に保管されている2002年から2004年の間に静岡県内で終結した保護観察記録から得た日系人らの非行・犯罪や生活状況の分析を行うことによって、彼らが日本社会において逸脱行為をせずに生活していくためには何が必要か、その手掛かりを得ようと試みた。また、日系人らとの共生のため、民間団体、地方自治体、企

業はどのような点を問題としてとらえ、その解消にどのように取り組んでいるかを概観した。さらに、国は日系人らの在留をどのようにとらえているかを把握し、外国人労働者の受け入れ問題について検討しつつ、日系人らの置かれている状況を分析し、さらに日本社会が取り組むべきは何かを探った。

2 保護観察記録の分析

日系人が行う犯罪と彼らの生活実態については、静岡保護観察所で保管されている保護観察記録のうち、2002年から2004年の間に終結した日系人らの記録101件を分析材料とした。

保護観察とは、犯罪者や非行少年が社会の中で健全な社会人として更生するように指導・援助する更生保護制度の主幹をなすものであり、現在行われている保護観察は次のとおりである。

- 1号観察：保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付された者）
- 2号観察：少年院仮退院者
- 3号観察：行刑施設からの仮釈放者
- 4号観察：保護観察付執行猶予に付された者

保護観察では、その対象者の生活状況を見守りながら再犯・再非行に陥らないよう指導・助言等を行っていくものである。その記録は対象者の生育歴や家庭の状況などの情報が盛り込まれているので、ここでの分析材料として用いることにした。

分析項目としては、非行・犯罪内容の特徴、家庭の状況、来日時の年齢と日本語能力、就学状況と日本語能力、就労状況の5つを設けた。

(1) 非行・犯罪内容の特徴

最も多い罪名・非行名のうち件数上位5は、窃盗(54件・53.5%)、道路交通法違反(25件・24.8%)、覚せい剤取締法違反(19件・18.8%)、業務上過失致死傷(15件・14.9%)、強盗(5件・5.0%)である。

窃盗54件のうち38件は自動車、バイク、自転車といった乗物を盗んだものであり、4件はタイヤ

や車部品の盗みである。先に触れた警察庁の発表では来日外国人による自動車盗の摘発件数のうち65.7%をブラジル人が占めているが、それと同様の傾向が本調査からも確認された。

また、道路交通法違反25件のうち20件は無免許運転である。自動車盗のケースでは、事件にはなっていないが盗んだ車を実際に無免許運転していたケースも多いので、実際に行われている無免許運転の数は相当数に上るものと思われる。このように、無免許運転を含む自動車関連の非行・犯罪が多いことなどからみて、交通法規をはじめとする社会規範意識の相違が、非行・犯罪につながっていると推察される。また、非行・犯罪の動機については、日本での生活への不満が犯罪の動機になっているケースがあった。ここで事例の一つ取り上げてみたい。

<事例1> 交通事故により兄弟で保護観察を受けたケース

*兄 3号観察 S.M 1976年生・男
国籍：ブラジル連邦共和国

日本語能力：簡単な日常会話なら可能だが、語彙不足で不自由な面がある。ひらがな、カタカナの読みは少々できるが表記は不可。

性格特徴：比較的素直で従順。仕事や課題に取り組む姿勢もそれなりに認められる。ただし、やや甘えが強く、軽率で、後先を考えず調子に乗って動きやすいところがある。

犯罪内容 処分内容

2001年4月、普通乗用車を無免許運転中、交差点左折時に右折進行の車と正面衝突し、逃走。→2001年8月判決：懲役10月執行猶予4年 次のにより取消し

2001年12月、普通乗用車を無免許運転中、助手席の同国人がハンドルを急転把させたことにより、当時14歳の少年に衝突・転倒させ、逃走。→2002年5月判決：懲役1年

なお、1999年無免許運転で罰金刑の前科がある。

犯行までの生活状況

自国の小・中・高を卒業後、トラック運転手の父の助手として稼働。19歳時結婚。1997年7月(21歳)来日し、浜松市・岡崎市の自動車工場4

箇所でそれぞれ3月～1年就労。上記 惹起後は焼津市・魚加工工場で就労していたが、を惹起。日本では第3人と生活。両親、妹1人及び妻はブラジル居住。

保護観察の経過

2003年8月刑務所を仮釈放となり、3号観察対象者となる。弟たちとともに焼津市・魚加工工場で就労。生活上、特段の問題なく経過し、2004年1月刑期終了により保護観察は終結した。保護観察期間中、謝罪・弁償の申し出が本人からあり、関係機関を通じて被害者に打診したが、接触を拒否された。

*弟 2号観察 S.E 1987年生・男
国籍：ブラジル連邦共和国

日本語能力：日常会話程度の内容なら理解可能。

平易な内容であれば、ローマ字で文章を書くことができる。住所や家族の名前など、ごく日常的に使用するものに限りひらがな、カタカナで読み書きできる。

性格特徴：枠組みのなかでは自分を良く見せようとしたり、周りの様子を伺いながら動く。注意や叱責を受けると後悔の念を強めて泣くむなどするが、都合の悪いことは深く追求されない限りごまかそうとするなど、自分を正当化しようとしがちである。

非行内容

2002年12月、普通乗用車を無免許運転中、一時停止の標識を無視して交差点に進行し、左方から直進進行してきた車の側面に衝突し、そのまま逃走。相手方運転手は全治不明重体の傷害を負い、数ヵ月後に死亡した。

犯行までの生活状況

1998年11月(11歳)中学校中退し、先に来日し富山県小矢部市で生活していた父を頼って母と共に来日。日本では就学なし。父の職場でアルバイト。2000年12月(13歳)父と共に帰国したが、兄を頼り2001年4月(14歳)再来日し、焼津市に住む兄たちと生活。同年12月中学2年に編入。当初は真面目に通学したが、翌年3月には通学をやめた。草取りや魚の箱詰め作業など短期アルバ

イトをしていたが、2002年11月（15歳）ころ、派遣会社社員として、水産加工の仕事に就いた。

来日前、父を横に乗せて車の無免許運転を数回経験し、その後も父や兄の車を無免許運転していた。

保護観察の経過

2003年11月少年院を仮退院し、2号観察対象者となる。本件時就労していた派遣会社に再雇用され、水産加工工場等に勤務した。より高い給料を求め、1年ほどの間に派遣先を4回変えている。月収20万円前後。余暇は、サッカーやゲーム。本国の母親とはパソコンで写真やメールをやりとりしていた。

被害者遺族には被害者が契約していた保険から給付がなされ、その保険会社から本人あて代償の請求があり、毎月5万円ずつ支払っている。被害者が病院入院中に本人の兄が見舞いに行き家族に謝罪したが、その後の接触は拒絶されている。

生活は安定し、特段の問題なく経過したことから、2004年11月関東地方更生保護委員会において退院決定がなされ、保護観察は終結した。

分析

兄と弟との共通点は、無免許運転を繰り返していること、どちらも人身事故を起こしながら逃走していることである。弟の場合、小学生時に父を横に乗せて無免許運転をしており、父親も容認していたことが窺われる。また、兄の場合は、罰金刑、執行猶予刑を受けながらも無免許運転をやめていない。無免許運転に対する罪悪感そのものが欠けていることが窺われる。そして、両者とも、見つからなければよいという考えが根底にあるように思われる。もう一点、共通していることは、謝罪や被害弁償をしようとした点である。もっともこれは、刑務所、少年院の教育、さらに保護観察の処遇において、その大切さを指導した結果ともいえる。兄、弟とも、従順さや枠組みのなかで行動できることが性格特徴として指摘されており、その表れとも考えられる。しかしながら、兄、弟のどちらの被害者・遺族も、本人やその家族との接触を拒絶している。加害者が外国人であることが、被害者らの感情をさらに厳しいものにさせて

いると推察される。

(2) 家庭の状況

保護観察開始時の同居者について調査したところ、実に22ものパターンがあり、父、母、兄弟姉妹と同居する通常の家庭のパターンに当たるケースは39件で、全体の38.6%でしかない。

三親等以内の親族が、日本に別居して滞在しているケースが14件（13.9%）あることも注目値する。例えば、勤務先との関係から、父と対象者が同居し、母と兄弟が別居しているケースがあった。日本での生活の目的が就労・貯蓄であることから、それを優先させるため便宜的な家族形態がとられているものと推察される。

対象者が少年の場合、親が複数回結婚している、母親の内縁の夫が同居している、など複雑な家庭環境を示すケースも数件あった。また、本国に妻子がありながら日本でも交際相手を妊娠させていたケース、ほぼ同時期に2人の日本人女性と交際し、妊娠までさせていたケースなどもあった。いずれも交際相手とは別居のままであった。これらのケースから、性に関する道徳観が日本人よりもゆるやかであること、たとえ婚姻関係を結んでも、両親がそろって子を育てなければならないという家庭観も希薄なようである。以上のとおり、出稼ぎ日系人の家庭環境には大きな問題があると言える。

(3) 来日時の年齢と日本語能力

保護観察開始時の面接状況を主な判断材料として、対象者の日本語の能力を来日年齢別に、

「理解できない」：通訳がいなければ会話ができない

「会話可能」：日本語による会話がある程度できるが、読み書きはできない

「会話、読み書きとも可能」：日本語による会話ができ、程度の差はあるが読み書きもできる

「不自由なく理解する」：漢字交じりの日本語の読み書きができ、難なく会話ができる

の4段階に分類した。

来日年齢が0～10歳のケースは34件あり、そのうち23件が「不自由なく理解する」に分類でき、

「理解できない」は0件であった。これに対して、来日年齢が15歳以上のケース37件では、「不自由なく理解する」0件、「会話、読み書きとも可能」4件であり、「理解できない」が20件であった。したがって、10歳程度までに来日している場合は、高い日本語能力を身につけているが、来日時年齢が高くなるにつれて「理解できない」あるいは「会話可能」程度のケースが増加することがわかった。

また、それぞれのカテゴリーの総数は、「理解できない」25件、「会話可能」31件、「会話、読み書きとも可能」19件、「不自由なく理解する」26件であり、大差はないことから、日本語能力が低いから非行・犯罪に走りやすいといった見方は、この結果からは導き出せないことも明らかになった。

むしろ、対象者の日本語能力の高さが問題となっているケースさえある。低年齢で来日し、日本の学校で学んだ少年にとって、日常使う言葉は日本語であることが多くなり、使う機会の少なくなった母国語の能力は低下する。逆に、少年の両親世代にはほとんど日本語を解せず、ポルトガル語、スペイン語を常用している人が少なくない。そのため、親子の会話、コミュニケーションが不足する事態が生じているのである。このことが少年の非行の直接的原因になっているとは断定できないが、親の監護力の低下につながることから、少なくとも原因のひとつになっていると考えられる。ここでまた一つの事例を取り上げてみたい。

<事例2> 親子の断絶がみられたケース

1号観察 A.T 1987年生・男

国籍：ブラジル連邦共和国

非行内容：窃盗、傷害

バイクを盗んでは無免許運転を繰り返していたもの。盗もうとしたバイクを被害者が取り返そうとし、それを振り切ろうと被害者を引き摺ったまま走るなどして傷害を与えてもいる。

犯行までの生活状況

1995年6月(7歳)両親と来日し、静岡県西部、愛知県内を転々とした。1999年3月(11歳)磐田市に転居し、同年4月小学6年に編入、2000年3月卒業。同年4月から中学通学。2001年2月

からブラジル人学校へ転学したが、2002年4月中学に再編入。しかし、同年7月中退。その後は父の勤務先や鉄筋会社でアルバイトをしている。

家庭の状況(2004年保護観察開始当時)

実父・37歳・工員(月収35万円) / 実母・40歳・工員(月収13万円) / 実弟・12歳・小6 / 実妹・4歳・幼稚園児

日本語能力と問題点

本人は概ね会話能力を備えているが、両親は日本語能力がほとんどない。他方、本人は自分の名前の正確なスペルに自信がないなど、母語能力の衰えが見られる。

そのため、本人と両親の間でコミュニケーション障害が生じている。父親は、非行を繰り返す本人に戸惑っている。

保護観察の経過

2004年3月家庭裁判所で保護観察処分となり、1号観察対象者となる。父の勤める派遣会社に登録し工場工員として稼働し始めたが、その後2~3ヶ月で鉄筋工、塗装工と仕事を変えた。原付運転免許試験に3~4回挑戦したが、不合格。特段の問題なく経過したため、同年9月解除により保護観察を終結した。

保護観察中、将来について尋ねたところ、「親がブラジルにプール付の家を建てたので、保護観察が終わったら帰国したい。祖父が経営するトラック整備会社で働きたい。整備士の資格取得のため学校に通うことを考えており、貯金をしている。」と話していた。

分析

この事例の少年の場合、7歳で来日し、就学歴は日本の小中学へ通算2年半、ブラジル人学校1年だけであり、母語であるポルトガル語も日本語も学習の機会が乏しい状況にあった。集住地域では、母語や自国の文化を子どもたちが忘れてしまうことを危惧してブラジル人学校が設立されているが、経営が大半であるため、後述するように、その授業料は高く、通学させるためには経済的負担が強いられることとなる。子どもの教育に対する両親の姿勢いかんによって、子どもの将来が左右されることが見て取れる事例でもある。

(4) 就学状況と日本語能力

ブラジルの教育制度は、初等教育（幼児教育、義務教育、中等教育）と高等教育（大学、大学院等）からなっており、義務教育は7歳から14歳までの8年間受けることになり、無償である。中等教育は日本の高校に当たり、その就学者数は90年代から急増しているという²⁾。

ペルーでは、小学校（6~11歳）、中等教育（12~18歳）が義務教育である。無償となるのは授業料のみで、教科書等教材は個人負担となり、経済的理由で就学していない子どもが多いという³⁾。

また、日本での義務教育の対象は、日本国籍を有する者のみである。それゆえ、日系人の子については、就学するかどうかは親の教育意欲や本人の学校適応力に左右されており、さまざまなパターンがある。なお、就学歴のない対象者はなく、最低でも本国の小学校課程を中退している。

本国の小学校を卒業してから来日した者は57件であり、日本語能力について、「理解できない」に分類されたケースは22件、「会話可能」23件であり、ほとんどのケースが日本語能力に不自由さを残している。これに比較して、本国の小学校を中退して来日し、日本の小学校に編入学して卒業したケース20件中12件、及び、日本の小学校のみに入学・卒業したケース16件中13件が、いずれも「不自由なく理解する」に分類されている。日本の小学校に通学経験がある場合には、日常生活に不自由しないほどの日本語能力を身につけていることがわかる。

同じような傾向は、中学校、高校への通学状況と日本語能力との関係においてもみられた。なお、日本の小学校に入学して中退した者はいないが、中学校では12件、高校では10件が中退しており、それらの日本語能力のレベルは卒業者よりも低いほうに偏っている。学習についていけない、学校生活に適應できないといった中退の理由の奥には、日本語能力の問題があることが推察される。本国の高校を卒業しているケースは6件、日本の高校卒業は1件、最高学歴は本国の大学中退1件であり、全般的に教育程度が非常に低い。調査対象が保護観察対象者であるという特殊性のゆえに、全般的に教育程度が低いという見方ができるかも知れない。しかし、2004

年における全国の少年院新入院者のうち、高校在学あるいは中退、高校卒業・その他を合計すると男子の場合で総数の49.5%、女子では47.5%に上る。これと比較しても、日系人の教育程度の低さは明らかである⁴⁾。

集住地域には、ブラジル人学校、ペルー人学校という特殊な学校がある。これらに通学中であるケースは2件、中退しているケースは1件あった。これらの学校は、母語と母国文化の教育を目的として開校されており、その形態は様々であるが個人経営で公立小中学校の補助的な教育機関という私塾的なものが多く、行政の支援を受けづらい状況にあることから授業料は1人当たり月額4~6万円となり、さらにバス代や給食費もかかる。公立小中学校の場合が、1人当たり月額5千円程度で済むのに比べて、およそ10倍も高いことが問題となっている⁵⁾。

(5) 就労状況

調査対象とした保護観察終結事件のうち約8割が少年事件である。したがって来日前に就労経験のあるケースは少なく、わずか12件である。就労経験者の場合、来日前には会社員などホワイトカラー系の仕事に就いているケース、自動車整備工のように専門技術を要する仕事に就いているケースがある。しかし来日後の職業は、工場工員が11件、無職が1件である。来日後の職業が限定されていることには、やはり日本語能力の問題が大きく影響していると推察される。この12件の来日時年齢は15~29歳であり、日本語能力は低く、「会話は可能」8件、「理解できない」4件であった。日本語能力が低ければ、日系人らを専門に扱う派遣会社に頼るしかない。派遣先は、自動車部品組立工場や水産加工場などで単純作業に従事する工員の職がほとんどであり、職業選択の余地はないのが現状である。派遣会社の社員の中には、世話役の日本人上司がいて日系人らの生活全般の相談にも応じているケースもある。たとえば、対象者が再犯をして逮捕された際、本人の家族に日本語能力がほとんどなかったため、警察との連絡や被害者との示談交渉まで勤務先の派遣会社社員があたっていた。

来日後、全く就労経験のないケースは11件で、理

由は在学中などであった。それ以外は就労経験があり、転職している場合も少なくない。就労経験者のうち 65 件は、派遣会社を通じて工場工員として働くという形態でしか就労経験がない。これに対して、派遣会社以外の仕事も経験しているケースは 16 件で、その日本語能力を見ると、「不自由しない」8 件、「会話・読書き可能」4 件、「会話は可能」3 件、「理解できない」1 件であったというように、能力の高い者が多いことがわかる。

次に、派遣会社員を転々として、犯罪に走った事例を取り上げたい。

<事例 3> 派遣会社社員として働き、転居を繰り返したケース

1号観察 S・H 1982年生・男
国籍：ブラジル連邦共和国

非行内容：強盗未遂、道路交通法違反

1999年8月、同国人数名と共謀し、コンビニ強盗をしようとしたが、店員に抵抗され未遂となったもの。

同年6月普通乗用車を無免許運転したもの。

犯行までの生活状況

1996年6月(14歳)中学卒業後、先に来日していた父を頼り、母・姉と共に来日。

日本での就学歴なし。派遣会社社員として自動車部品工場など3箇所働くが、1998年10月からは働かず、本件共犯者らとディスコに遊びへ行ったり、ナンパ遊びをしたりと徒遊していた。

家庭の状況(1999年9月保護観察開始当時)

実父・53歳 / 実母・51歳 / 実兄・21歳 / 実姉・19歳 : いずれも工場工員として就労。本人と実父、実兄で同居生活。勤務先の関係で、実母、実姉は他市に居住。

日本語能力

片言の会話は可能。実父は日常生活に支障がない程度の日本語能力あり、実母は簡単な会話は可能。

保護観察の経過

1999年9月家庭裁判所の決定により、静岡県掛川市・父のもとで保護観察開始したが、本人が父親との折り合いが悪かったことから、同月中に

同県藤枝市・実母のもとへ転居。その後、就労先変更に伴い、2000年8月ころ～山形県米沢市→同年11月ころ～三重県菟野町→2001年5月ころ～掛川市と数カ月おきに転居を繰り返した。2002年2月からは失職し、不就労のまま同年3月期間満了により保護観察終結。

分析

給料が安い、すぐに支払ってもらえないなど、本人の都合で職場を移っている。掛川市の父宅は雇用促進住宅であるが、それ以外はいずれも就労先で用意されたアパートである。就職と住居の用意がセットになっていることが、転居を容易にしていたと考えられる。

また、同人は2002年1月、運転免許取得のためタイへ旅行し、費用約17万円で3日間ほどの講習により取得してきたが、警察署から偽造免許の疑いをかけられていた。

運転免許については、別のケースで、フィリピンで短期間の講習を受けて取得してきたが、それが偽造免許だった例がある。その国の言語で作成された運転免許証は、本物か偽物か判断が難しい。言葉の問題、あるいは研修日数や費用の問題から、日系人が日本で運転免許を得ることは難しい。それにつけこんだ悪質な詐欺が行われている疑いがある。

(6) 保護観察記録分析のまとめ

前述の警察庁まとめでも指摘されたとおり、日系人らの犯罪傾向として、自動車やバイク、自転車に関わる犯罪が多いことが特色として挙げられる。特に、無免許運転や、それが目的の自動車窃盗、あるいは自分の車のための車部品窃盗が目立つ。たとえば、自分の車のタイヤが磨耗したため交換したくて他の車のタイヤを盗んだケースが2件ある。犯行の動機として、車やバイクそのものへの関心の高さが窺える一方、盗みを犯罪と意識しない、あるいは、見つからなければ犯罪をしてもよいという社会規範意識の低さがあることも窺える。<事例1>では、兄、弟とも交通事故を起こしながら逃走を企てており、同様のケースが他に3件ある。車やバイクの無免許運転をしているケースでは、来日前の幼少時か

ら親の容認のもとで運転経験があるケースもあり、また、同国人が無免許運転していてもとがめられないのを見て、自分も運転するようになったと動機を述べているケースもある。規範意識の低さとともに、交通法規についての認識不足という面がある。子どものみならず、彼らをしつける親世代にも日本の交通法規を学ぶ機会を作ることが必要である。

家庭の形態は、両親及び兄弟姉妹と同居という、いわゆる核家族形態が約4割を占めるが、その他のパターンは多岐にわたる。就労を優先させるがため、家族が分解して別居しているケースもある。また、親が複数回婚姻し、家族関係が複雑となっているケースがある。どこの国の子であっても、不安定な家庭環境はその子の精神面に良い影響を与えないであろうし、健全な家庭のあり方を知らないまま生育するので、例えば交際相手が妊娠してもその子に対する責任感が欠如している。また、親の都合で短期間で転居を繰り返さなければならぬという生活では、一貫した学校教育を受けることが難しく、それが学力低下、日本語能力の低さの要因のひとつになっていると考えられる。

就学状況について、一般的に低レベルとなっており、高校進学は約4分の1で、卒業までたどり着いているケースはわずか7件である。この状況には、家庭の問題、日本語能力の問題、学校側の問題など、様々な理由がからんでいると推察される。日本はいまだ学歴社会である。せいぜい中学卒業の資格しか有せず、特別な技能もないとなれば、単純労働に就くしかない。現状がそのまま続くとすれば、日系人らが定住し、その子どもも日本で働いて生活するようになるということは、外国人の単純労働者人口が増加することを意味する。

日本語能力については、来日年齢が低いほど能力が高い傾向がある。また、日本の小・中学校へ通学し、卒業している場合は能力が高くなる傾向がある。しかし、問題は能力の高低だけに止まらず、<事例2>のように、本人の日本語能力が高くなることによって、日本語能力の低い家族との間にコミュニケーション障害が起きる場合があり、親の監護力の低下を招くという問題もはらんでいる。非行少年の更生のために少年院での矯正教育、社会内処遇である保

護観察の制度があるわけだが、親の監護力向上を働きかけたとしても、言語の壁が立ちほだかることになる。

就労状況については、派遣会社を通じて工場等の作業員として働くケースが約8割を占める。しかし、中学卒業以上で、日本語能力が高い場合には、直接雇用されるケースがある。日系人らが派遣される工員等の仕事は、いわゆるパートのようなものである。社会保険はなく、発展性はないし、突然解雇されることもある。本来の出稼ぎ目的であれば、短期間の就労しか予定していないことから、社会保険がなくても収入が得られればよく、需要と供給が合うシステムと言えるかもしれない。しかし、日本に定住するのであれば、日本人と同様の条件での雇用を求めていく必要がある。

日本での生活への不満が犯罪の動機になっているケースもある。<事例3>では、仕事も金もなく遊興費欲しさで強盗未遂をしており、その他に、仕事も金もなく生活費ほしさにひたたくりをしているケース、日本の生活になじめず投げやりな気持ちになって憂さ晴らしに覚せい剤を使用しているケース、本国の妻子を呼び寄せるのに手間取ったイライラから覚せい剤を使用しているケースがあった。アメリカなど他国のスラム街の例をみると、生活への不満の常態化がコミュニティ全体における社会規範意識の低下を招き、強盗など凶悪な犯罪が容易に起きる環境となるおそれがある。日系人らとの共生社会を目指していくことは、その定住化が進んでいる現状において、日本社会の治安を守るという観点からも重要であると考えられる。

3 各分野での取り組み状況

このテーマを論じるには、問題解決への実践的取り組みの状況にも言及しなければならない。様々な困難を抱える日系人らに、地域の生活情報を提供したり、就学状況の向上を働きかけるため、民間団体、地方自治体は早い時期からそれに取り組んできている。

民間団体には、日本語能力の不足から授業についていけない児童を支援する学習ボランティアや、生

活全般の相談に乗る「支援」を目的とした団体のほか、「交流」を目的とした団体がある。後者の例として、浜松市にある「ブラジル文化交流振興会」が挙げられる。同会は、「ブラジル人と日本人が一緒になり、お互いに尊重し助け合いながら活動」することを目的とし、サンバやフットサル、カポエラなどブラジルに由来する文化・スポーツと、柔道や県道、折り紙など日本の文化・スポーツをとともに楽しむ活動を行っている。同会は2002年のFIFAワールドカップに際しては海外チームの歓迎行事に参加しており、また、静岡県警察の交通安全キャンペーンにも協力している⁶⁾。

地方自治体の中には、浜松市のように、ブラジル人向け補習授業教室の運営、私立高校内にインターナショナルクラスの設置など意欲的に取り組んでいる自治体もある。浜松市の呼びかけにより、2001年には、全国の集住都市12市が集まって「外国人集住都市会議」が設立された。同会議は、2004年には「外国人住民とともにつくる活力ある地域社会をめざして」と題した「豊田宣言」を採択し、国に対し、緊急に必要な政策を提言した。2005年4月現在、参加都市は17市に増えているが、いずれの市でも外国人登録者数の第1位はブラジル人である。

企業も日系人らの問題に注目するようになっていく。浜松市では、運営難となっていたペルー人・ブラジル人学校のために、自動車関連企業50社が協賛して多額の寄付をした。また、(社)日本経済団体連合会は、2004年4月、「外国人受け入れ問題に関する提言」を発表している。その中で、日系人の入国、就労に伴う課題の解決と題して、在留資格制度の見直し、日本語教育の機会の提供等具体的な提案をしている。

このような民間団体、地方自治体、企業の動きに対し、国は、一般的に消極的姿勢をとっていて、取り組みも遅れている。他の省庁に比べてもっとも具体的に取り組んでいるとみられる文部科学省は、1999年から日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査を行い、教科書の無償配布、日本語指導等に対応する教員を全国に配置するなど就学援助をしている。さらに、平成17年度からは不就学外国人児童生徒支援事業に取り組み始めて

いる。しかしながら、厚生労働省が1999年策定した「第9次雇用対策基本計画」および法務省が2005年3月に策定した「第3次出入国管理基本計画」では、少子・高齢化にあたり、専門的・技術的分野における優秀な外国人労働者の受け入れには積極的だが、それ以外の分野の労働者の受け入れには消極的姿勢を示している。すでに居住している日系人らについては、その生活支援、雇用の適正化に努めることを付言しているものの、具体的な施策は見えていない。

4 考察

国は、専門的・技術的分野における優秀な外国人労働者の受け入れを推進したいという方針を立てているが、すでに定住化の進んでいる日系人らのほとんどの者は単純労働に従事するしかないのが現状である。教育や生活面での支援により彼らの労働者としての質を向上させることに、国はもっと積極的に取り組むべきである。特に対策が必要と考えられることは、(1)教育機会の向上、(2)社会法規の周知、(3)雇用条件の改善である。

(1) 教育機会の向上

不就学児童・生徒の問題については、民間団体や企業、地方自治体、さらには文部省がそれぞれの立場から取り組んでいる。しかしながら、中学卒業以上の年齢になってから来日している少年や成人にとっては日本語や日本文化を学ぶ機会が少ない。彼らを閉鎖的なコミュニティに留めず日本社会に融和させるためには、就労しながらでも日本語などを学べるような場を作ること、学ぶ意欲を喚起することが必要と考える。

(2) 社会法規の周知

日本社会の法律、特に交通法規を学ぶ機会を作ることが必要である。例えば、運転免許交付時、あるいは、無免許運転で検挙されたときには、外国籍の者に特別な講習を義務づけるといった処遇を考えてもよいのではないだろうかと考える。

(3) 雇用条件の改善

ブローカーや派遣会社任せではなく、適正な雇用がなされているか行政が監視する必要がある。社会保険及び国民年金への加入促進を図るべきである。それにより、日系人らが日本国で生活する仲間としての意識と責任感を高めること、さらに将来に向けて優秀な外国人労働者の定住化を促進することが期待できると考える。

以上のように、雇用形態や社会保障の面でも外国人労働者にとって魅力ある国となれば、国が求める優秀な外国人労働者の獲得、定住化を進めることが容易になっていくと考えられる。

日系人らとの共生社会を築くことができるかどうかは、日本が多文化共生社会となるための試金石といえる。定住化の進む日系人らの労働者としての質を高めること、その過程で外国人でも住みやすく働きやすい環境を築き、どのような職種の外国人労働者にとっても魅力ある国となることが今後求められる課題である。北米、オーストラリアおよび西欧は、インド、マレーシア等開発の進んでいない国から、何千もの医師、看護師、技術者、その他の大学で教育を受けた専門家の移住を受け入れてきた。専門的、技術的分野の外国人労働者を求める動きは国際的なニーズに沿うものであり、具体的な施策がなされていない日本は、むしろ他の先進国に遅れをとっているといえる。日本においても、国の政策として長期的展望に立ち、日系人らの受け入れ方そのものから移民政策について検討する必要があるのではないだろうか。

また、多文化共生社会を実現するには、まず私たち日本人の外国人に対する偏見や閉鎖性を克服しなければならない。日本人のひとりひとりが外国人に対する偏見を捨て、同じ人間、社会の一員として、自分と違う相手＝異文化を受け容れる姿勢を身につけ、共生社会を築く開かれた意識を持つことが求められているのである。そのためにも、出稼ぎ日系人など、在日外国人の現状をもっと広く日本人に知らせていくことが必要であろう。

< 引用文献 >

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の全国将来推計人口の概要」, <http://www.ipss.go.jp/> , 2006年1月6日アクセス
- 2) 駐日ブラジル大使館『ブラジルについて』2002年改訂版
- 3) 独立法人国際協力機構「世界の様子(国別生活情報)」, <http://www.jica.go.jp/ninkoku/per/pero15.html> , 2005年12月10日アクセス
- 4) 法務省法務総合研究所『平成17年版犯罪白書』274p.
- 5) SUZUKI WEB SITE , <http://www.suzuki.co.jp/release/d/d050323.htm> , 2005年12月17日アクセス
- 6) 特定非営利活動法人ブラジル文化交流振興会 , <http://www.s-palette.jp/~s070brasil/> , 2006年1月27日アクセス

(Received : January 10, 2007)

(Issued in internet Edition : February 1, 2007)